新クリーンセンター建設事業特別委員会

平成24年12月14日

葛 城 市 議 会

新クリーンセンター建設事業特別委員会

1. 開会及び閉会平成24年12月14日(金)午後2時00分 開会午後3時05分 閉会

- 2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室
- 3. 出席した委員 委 員 長 川 西 茂 一 副委員長 春木孝祐 委 員 岡本吉司 吉村優子 IJ 赤 井 佐太郎 寺 田 惣 一 IJ 下村正樹 IJ 西 川 弥三郎 IJ 南 要 IJ

欠席した委員 委員 西井 覚

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 山 下 和 弥 副 市 長 杉 岡 富美雄 市民生活部長 生 野 吉 秀 新炉建設準備室長

芳 野 隆 一" 補佐 巽 重 人新庄クリーンセンター所長増 井 良 之當麻クリーンセンター所長

高橋一馬

6. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 寺 田
 馨

 書記
 西 川 育 子

 書記
 山 岡 晋

- 7. 調 査 案 件 (所管事項の調査)
 - (1) 進捗状況の報告について
 - (2) その他

開 会 午後2時00分

川西委員長 それでは、ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより新 クリーンセンター建設事業特別委員会を開会いたします。

本日、西井委員、所用のため欠席となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、皆さん、こんにちは。公私ともに大変お忙しい中、新クリーンセンター建設事業特別委員会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。役員改選後の初めての委員会です。今回、新しく委員になられた方をまずご紹介させていただきたいと思います。赤井委員、そして、下村委員です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員の方々もご存じのように、市民生活にはほんとうに欠かすことのできない施設である と思っております。大変事業費も大きく、また長期にわたって使用する施設でありますので、 その将来を見据えた上でのご意見、ご判断をお願いいたしたいと思います。

先日なんですけども、議長とともに県庁の方に就任のごあいさつに行ってまいりました。 その折に、担当部長さんともお会いし、いろいろと要望をしてまいりました。県としても、 建設に前向きに検討していきますとのご返事もいただいておりますので、ご報告しておきま す。当然のことながら、法律、制度等をクリアしながら、粛々と事業を進めていただくよう、 行政側の方にもお願いいたしております。各委員の方々にもご理解、ご協力をいただきまし て、本委員会が円滑に進みますことをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただき ます。どうぞ、よろしくお願いします。

それでは、委員外議員が、白石議員、阿古議員、中川議員、辻村議員の4名でございます。 一般の傍聴の申し出が2名あります。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川西委員長 異議なしと認めます。一般傍聴の入室を許可いたします。

それでは、理事者よりご説明願います。

(傍聴人入室)

川西委員長 なお、発言される場合は、必ず挙手をしていただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようにお願いいたします。それでは、当委員会の付議事件であります、所管事項の調査について、まず初めに、1、諸般の報告についてを議題といたします。まず、事業の進捗状況について、理事者よりご説明をいただきたいと思いますが、先ほどもご紹介いたしましたが、今回、役員改選以降、初めての委員会の開催ということですので、新たに委員になられた方もおられますので、新クリーンセンター建設についての、これまでの経過及び今後の予定などもあわせて、少し時間をかけてご説明していただきたいと思います。なお、お手元にお配りしております資料につきましては、後ほど室長より説明願いますが、委員会終了後には回収をさせていただきたいということでございますので、ご理解いただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

生野市民生活部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま委員長が申されましたとおり、進捗状況についてご報告させていただきます。

去る10月15日開催の本委員会協議会で説明いたしておりますが、再度、入札の経緯についてご説明させていただきます。クリーンセンター建設の入札につきましては、総合評価落札方式一般競争入札といたしまして、本年7月10日に第1回目の入札公告を行い、7月30日に入札参加申請を締め切りいたしております。なお、参加者が1社であったため、7月31日に入札を中止いたしております。

葛城市におきまして、清掃施設建設工事が施工できる会社の経営審査点が1,000点以上の会社は20社あったわけでございます。しかし、1社の参加申し込みしかありませんでしたので、ほか19社に不参加理由を総務財政課において電話聞き取りを行ってもらったわけでございます。その結果、2回目の入札公告に反映できるように要件を緩和いたし、8月20日に入札公告を行い、9月6日に入札参加締め切りをし、参加者はまた1社であったため、9月7日に入札を中止いたしました。

9月27日には、第3回目の入札公告を更に要件を緩和して行いました。大きい緩和内容といたしましては、会社の総合評点値1,000点を900点に下げることによりまして、対象会社が20社から31社に緩和いたしたわけでございます。しかしながら、10月16日に入札参加を締め切り、入札参加者が1社であったため、10月17日をもちまして入札を中止いたしております。

10月15日に開催していただきました前回の協議会で、3回目の入札が不調に終わるのは確実な中であったわけでございまして、1社が3回とも入札参加意思があるので、その1社に技術提案をしてもらう。そして、市が計画している新クリーンセンターの計画と、また仕様等と合致しているか、その整合性はどうか、そのあたりを審査したいということで、技術提案をしていただくことを当協議会でご了承いただき、そして、11月22日に技術提案書の提出があり、市役所内部で関係部署や技術系の部課長11名で技術提案審査委員会を設置いたしまして、11月28日に第1回目の審査を行いました。種々の意見に基づきまして、改善策を技術提案者から検討願いまして、12月5日に2回目の協議を実施いたした次第でございます。

また、その間、11月30日に県庁にて、今後、自然公園法令にのっとり協議をすべく、くら し創造部景観環境局、影山部長、同七尾次長、この方につきましては、自然環境担当でござ います。そして、もう一人の次長、上山次長、この方につきましては、環境政策廃棄物風致 担当の次長でございます。そして、廃棄物対策桝田課長、そして、自然環境課補佐以下3名 の計7名の県庁職員と市側からは、私と芳野室長、巽補佐で、本申請を提出する前に技術提 案設計図書を事前協議する旨の打ち合わせを行いました。

次に、委員長にお諮りいたします。去る12月6日に開催されました12月議会におきまして、 民主党議員から葛城市新クリーンセンター建設についての代表質問がありましたので、本事 業に大きくかかわることでもございますので、内容を報告させていただいてもよろしいです か。

川西委員長はい、行ってください。

生野市民生活部長 それでは、ご報告させていただきたいと思います。なお、皆様方にご了承願います。まだ先日の本議会が終わったばかりでございますので、議事録ができておりませんので、資料をお配りすることができません。朗読のみにかえさせていただきますので、あわせてご了承をお願いいたします。

それでは、12月6日に民主党の議員から代表質問が行われました葛城市の新クリーンセンター建設について、まず質問内容をご報告いたします。

本来、建設予定地は金剛生駒紀泉国定公園の第2種特別地域に指定されており、県の許可なしに建設はできないし、そもそも環境省の通知では自然公園法施行規則第11条第36項に該当する行為として、一般廃棄物の処理施設は原則建設できないことになっている。県は市に対しどのような指導をしているのか。また、その後、葛城市から新クリーンセンター建設の許可申請は提出されているのか。さらに、そのための事前の協議があったのか伺いたいと、大きくは3つの質問をされたようでございます。

これに対しまして、荒井知事の答弁をこれから朗読させていただきます。

議員は、葛城市クリーンセンターに関する今の県の事務の状況をお尋ねかと存じますが、 葛城市の新クリーンセンターは旧當麻町クリーンセンターの建替えを予定されているもので、 金剛生駒紀泉国定公園内の第2種特別地域に当たるので、自然公園法による知事の許可が必 要な案件です。議員は、一般廃棄物処理施設はこのような地域には原則建設できないと述べ られているように思います。その根拠として、環境省課長通知を上げられています。その通 知は、具体的には一般廃棄物処理施設は自然公園法施行規則第11条第36項2号の許可基準の 風致または景観に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないことに適合 しないとしたものでございます。

しかし、この通知の解釈ですが、この通知は平成6年に出されたが、新たに建設する一般廃棄物処理施設について適用されるものです。通知以前からの既存施設の建替えまで制限しているものではありません。これにつきましては、本省の担当に確認済みです。當麻クリーンセンターのこれまでの許可状況をご紹介しますと、旧當麻クリーンセンターは自然公園法の知事許可を得て、昭和53年に新設されております。その後、平成13年に増築されたもので、このたびの計画はその建替えです。新設ではなく、建替えということですので、そのこと自体が法令に違反するというわけではありません。ただ、そうであっても知事の許可が要るということです。その際の自然公園法の許可基準ですが、建物の高さ、大きさ、展望の妨げにならないこと。色彩や形態が不調和でないことなどが許可基準です。また、既設の建物の建替えの場合には、規模が既存の建築物の規模を超えないもの、または機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものであることなどとなっています。これが、法上の許可基準です。この許可基準により、知事がそれを実行するわけですので、法の目的にのっとり判断していく必要があると思います。現在、葛城市からはクリーンセンター建設の許

可申請はなされておりません。施設の具体的な計画も示されていません。今後、市から計画 策定に当たって相談がありましたら、法令の基準等にのっとり、十分な協議を行っていきた いと考えています。

以上が、代表質問の質問内容と答弁でございます。

そして、本日、皆様方に配付しております技術提案等の資料により、先ほど申し上げましたように県の関係部課長との協議を、この資料に基づきまして12月17日の月曜日に第1回目を開催することが決まっておりますので、そこで十分な協議を重ねてまいりたいと考えております。

私の方からの報告は、以上であります。なお、引き続きまして、芳野室長の方から技術提 案について説明させていただいて、よろしいでしょうか。

川西委員長 はい、よろしくお願いします。

芳野室長。

芳野新炉建設準備室長 新炉建設準備室の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

プラントメーカーからの技術提案書が11月22日に提出されました。これは、市の発注仕様 書に基づいてメーカーが設計し、技術課題を設定した分野に対してメーカーから提出された 提案でございます。

まず、A3サイズの大きい図面の方から説明いたします。図面の眺望位置でございますが、クリーンセンターの北東方面からの眺望になります。全体敷地は、元の當麻クリーンセンターが約9,200平方メートルの敷地がございまして、南側の山林、約6,500平方メートルを収用いたしまして、合計1万5,700平方メートルの敷地となっております。図面の一番右側、西のリサイクルセンターは、建物は現状のままで一部改装し、缶、ビン、ペットボトルなどの選別ラインの入れかえをいたします。その左手、東側は現在、敷地が3段になっておりますが、南側山林部分を一部切土いたしまして、一段に造成する予定でございます。リサイクル棟の下に入口がありまして、トラックスケール、計量棟がありまして、小さい建物が事務所のある管理室で、1階が事務室、2階が会議室、3階が研修室になっております。焼却炉棟は、図面左側、建築物の一番東に当たるところにごみを搬入し、ごみピットに投入するプラットフォームがあります。2階高の高さになりまして、その上の3階部分は収集業務やリサイクル業務職員の事務室や更衣室になります。その西側は、ピットと焼却炉部分になります。また、建物の南部分に一部リサイクル施設、粗大ごみと不燃ごみのリサイクル施設を併設しております。

それから、続きまして次の2ページ目なんですけれども、平面図でございます。車の動線 部分は当初提案でありまして、先ほど部長が申しましたように、プラントメーカーとの協議 の中で、一部動線が変更になっておりますので、後ほど説明させていただきます。

それから、次のページの3ページ目なんですけれども、立面の断面図でございます。建物の高さは、地盤面から13メートル以内となっております。提案では、12.8メートルが最大高となっております。また、構築物であります煙突の高さは、既存煙突が40メートルに対しま

して、計画では地盤が3メートル高くなる予定ですので、煙突高を37メートルとして、もと の高さを超えないものといたしております。

次に、A4サイズ、小さい方の図面の提案図書の説明をいたします。プラントメーカーからは、20ページほどの提案書で出ておりますが、特に必要課題と思われるところ、6ページほどを抜粋いたしまして説明いたします。

まず、市から課題を与えておりますのが、1枚目のブルーのラインでございますが、施設全体計画と書いているところ、それが課題でございます。それから、その下の数字の①も課題でございます。それから、大きな黒丸もうちの課題でございまして、それに対しての提案が下の小さい黒丸のところでございます。青いところから読ませていただきます。

施設全体計画といたしまして、施設の基本方針や周辺環境調和などを踏まえた具体的な提案を行うこと。黒丸でございます。自然公園法を踏まえた周辺景観との調和を図る上でのデザインと色調に関する工夫点を示してほしいという課題でございます。出てきた提案が、周囲の緑に調和した自然融合型施設デザインと地域の風土に調和した施設づくりを追及します。穏やかなカーブを描く屋根形状を工場棟、管理棟、計量棟に採用し、統一感を持たせます。周辺景観との調和を図るため、生態系の維持をコンセプトに植栽計画を行います。敷地内は、可能な限り緑地を確保し、景観へ配慮します。ボリューム感を低減させる建物形状とします。壁面周辺にアクセントラインを加えて、色彩パターンにより威圧感を低減します。優れた自然の風景を保護するとともに、周囲の自然との調和を図るために、自然に溶け込むアースカラーを採用しますという技術提案でございます。

これにつけて、特に周辺緑化、それから、擁壁または煙突の威圧感なり、圧迫感の低減を 提案していただいております。ここのページには載っていないんですけれども、それにより ますと、煙突は丸ないしは楕円の自然に溶け込むアースカラーなり、擁壁も壁面を植栽など で緑化すると。特に、つる系のツタとか、そういうものを張りめぐらせて緑化するという提 案でございます。

この提案に対しまして、周辺景観との調和に配慮して、施設全体の統一感を持たせるために、工場棟、管理棟、計量棟の屋根形状に、穏やかなカーブを描く形状を採用することを提案しており、評価できると思われます。また、威圧感、圧迫感の低減対策として、擁壁の壁面緑化を採用提案しておりますので、評価できると思われます。

次のページになるんですけれども、動線計画でございます。特に、収集車両やメンテナンス車両及び見学者等の施設内外の動線計画について具体的な提案を行うということで、黒丸ですけれども、安全性、利便性を考慮した搬入車、メンテナンス車及び一般車の動線計画を提案してくださいとなっております。

提案内容では、場内の入口の見やすい位置に場内案内看板を設置して、施設内の配置が一目でわかるようにします。また、熱回収施設では、車両の動線を時計回りの一方通行とすることで、車両交差のないシンプルな動線としています。周回道路は、2台分の幅員を確保しており、メンテナンス車両が道路に停車した場合でも、安全に収集及び自己搬入車両が通行

できます。自己搬入車への場内案内は、道路標示や案内看板にて誘導します。あと、プラットフォーム入口には、車両入口扉に入口表示を行うとともに、信号にて進入可能の指示を行います、などでございます。

下の計量棟の配置でございますが、回答といたしまして、熱回収施設等リサイクル施設が離れているため、それぞれに計量器を設置することで車両の安全性、効率性に配慮した配置としますとなっております。当初、技術提案では焼却炉棟のところに計量器が1つで、リサイクル棟には計量器がなかったんですけれども、私どもの提案で2基の設置をお願いしたところ、こういう図面になっております。

動線といたしましては、小さい赤い①番、②番。①番が、市の収集車でございます。パッカー車などでございます。②番が、自己搬入車といたしまして、業者の収集パッカー車なり、住民の一般車両が持ち込みされたときの動線でございまして、計量器に①番、②番が乗りまして、プラットフォームに入ってきます。ここから、旧の図面ではUターンしてもとの計量器の方に戻る図面になっておったんですけれども、時計回りの方角でプラットフォームから出まして、建物を周回するような形で計量器に戻ります。①番の市の収集車両は、1回計量、既にもう自己車両の重さをはかっていますので、1回乗っただけで、ごみの重量が出るということになっておりますので、計量器は1回計量で、2回目ははかりません。②番の自己搬入車両は、2回計量して、外に出て行くということになります。

③番目は、場外搬出車といたしまして、例えば灰の運搬車両が入ってきたときに、当然、 車両の重さを登録しておいてもらいますので、当初の重量をはからずに、灰の出る西側の建 物にバックで入っていきまして、灰を乗せて計量して出ていくという動線でございます。

それから、上のリサイクル棟の方にも計量器を入口付近に設置しております。これは、小型の計量器でございまして、特に、2トン、4トンぐらい、頻繁に使う計量器の形になっておりまして、リサイクル収集の車両または持ち込みの計量、それから、鉄、アルミの収集業者さんの動線になっております。

この動線につきましても、収集車両及び自己搬入車両は、焼却炉棟の東側に動線を集中して、修理のメンテナンス車両の作業エリアを西側に分離させるということで、安全性及び利便性を考慮した動線計画を提案しており、評価できるという思いでございます。

それから、次のページでございます。環境負荷の低減ということで、公害防止基準、運転 基準値の設定及び対策等について具体的な提案を行うこととしております。特に、排気ガス、 ばいじん、それからSOX、NOX、硫黄酸化物、窒素酸化物、それからHCL、塩化水素、 それからダイオキシンの保証値、排ガス量などの提案をしてくれということでございます。 回答は、排ガス規制項目の保証値を達成するために、自主管理基準値を設定し、以下の運転 管理を行います。平常時、HCL、SOX、NOXに対し、運転基準値に自動制御されます。 自動制御範囲を超えるプロセス変動が生じ、警報設定値を超えた場合、警報が発報し、オペ レーターへ対応を促します。その場合、状況に応じて一時的に各種制御パラメーターを手動 で変更します。手動介入により、平常の運転基準値に復帰すれば、手動設定の解除、復帰せ ず自主管理基準値を超過する場合は、原因究明作業を行い対応し、平常運転に戻しますということになっております。

右のグラフで申しますと、市が求めております保証値、環境基準値が一番上にございまして、その下に自主管理基準値、それから警報設定値、より低い運転基準値を設けるとしております。それで、自主管理基準値を超えた場合につきましては、原因究明の作業をして、しかるべき措置、それから、工事なりをするということになっております。

それから、下の方でございます。ストーカの絵を買いておりますが、基準ごみ時・定格処理時の排ガス量の削減方法ということで、できるだけ排ガス量の削減をしてくださいということの中で、排ガス量を低減するためには、適正に燃焼状態をコントロールし、空気比を低く運転する必要があります。本計画では、当社の30年以上の実績によって開発されたストーカ技術を適用します。水平ストーカによるごみほぐし効果及び通気抵抗を確保した火格子形状によって、一次燃焼空気の吹き抜けを防止して均等な空気吹き込み効果を得られるため、過剰な空気吹き込みを制御できますというふうな提案をしておりまして、排ガス量の削減をしております。

上記の排ガスの保証値実現のために、運転基準、それから警報設定値、自主管理基準値などを定めて、その値を超えた場合の対応についても、具体的に提案されておりますので、評価できると思われます。

それから、次のページになるんですけれども、助燃剤の提案でございます。RDF炭化物、いわゆる広陵町からいただきます助燃剤の混入方法についての具体的な提案を求めております。特に、形状、性状を踏まえた効率的な助燃剤の混入方法を提案してくれということで、提案が供給装置から空気輸送された粉状のRDF炭化物は、ストーカ炉内に直接吹き込まれ、燃焼室の火炎と合わせて混合燃焼されます。RDF炭化物の吹き込み位置は、2次燃焼空気の吹き込み隣接部とします。ストーカ炉形状は、燃焼ストーカの火炎が乾燥ストーカ側に戻りながら再燃焼室に入る半逆向き流形を採用しており、炉内に吹き込まれたRDF炭化物は、燃焼ストーカ上の火炎と二次燃焼空気の撹拌効果により、十分な混合燃焼が可能な設計とします。RDF輸送空気は、燃焼空気の一部として活用し、燃焼制御において、二次燃焼空気量の調整によって、全体的な燃焼状態をコントロールします、ということになっております。いわゆる、炎の上にRDF炭化物をコンプレッサーで吹き込んで、特に低質ごみ時の燃焼の助燃剤として使うという提案でございます。

それから、次のページになるんですけれども、資源の回収率ということで、処理システム上の有価物の品質及び回収率を向上させるための具体的な提案を行うこととなっておりまして、これは粗大ごみ、不燃ごみの品質、回収率の向上の提案でございます。焼却炉のごみピットの横に併設いたします大型ごみ、それから不燃ごみのラインでございまして、破砕機を2台置きまして、その後に磁力選別、アルミ選別、それから非鉄金属、燃えないごみ、それと燃えるごみの4種類に分別するというラインでございまして、特に、回収いたしました鉄分の中で、できるだけ純度の高い鉄、アルミを回収するという提案でございます。例えば、

スチールの選別なんですけれども、ベルトコンベヤの幅を広くとったり、それから、磁力選別装置を可動式の、高さを変えられるように、20センチから30センチの磁力選別をつけたりしております。それから、アルミの選別に対しましては、磁力の反発を利用しました選別機を提案しております。

それから、次のページでございます。これも資源の回収率ということで、これはリサイクル棟の方でございます。缶、びん、ペットボトルのラインの提案でございます。これも、処理システム上での有価物の品質及び回収率を向上させるための具体的な提案ということで、缶、びんの選別ラインにつきましては、まず入口の受け入れホッパー上面にスクリーンを設けて、不適物を事前に目視確認、除去を容易にする。それから、受け入れコンベヤの速度及び手選別コンベヤの速度は、インバーター制御によって可変式に自由に設定可能であり、これによって手選別コンベヤ上の選別対象物の層の厚さを変えたりできるということの提案でございます。

また、下のペットボトル、プラスチック、廃プラスチック、白色トレイの選別ラインでございます。これにつきましても、コンベヤにおきましてはインバーター制御ということで、上の缶、びんのラインと同じような選別方式になります。また、ペットボトルにつきましては、現在、ビニール袋での収集ですので、入口に袋を破る破袋機に一軸揺動式を採用するということで、高い破袋率を確保すると書いております。

一応、主な提案を今、読ませていただいたわけなんですけれども、以上の提案でプラントメーカーの評価といたしましては、今まで小規模1トン炉から、大体126トン炉まで、過去55件のストーカ炉の実績がございまして、近隣では橋本周辺広域圏組合、101トン炉に関しての施設稼働実績を有しております。実績、技術面におきましても問題はないように思われます。一応、過去2回の内部の技術検討会では、こういう結論に達しております。

以上でございます。

川西委員長 ありがとうございます。大変長い説明だったと思いますけども、ただいま説明願いましたことについて、何か質問等ございませんでしょうか。

下村委員。

下村委員 私、今回、新クリーンセンター建設事業特別委員会に久々に委員として入らせてもらったんですけども、わからないから余計単純な質問をしていいと思うんですけれども、この入札で1社しか公募というか、株式会社川崎技研ですね。これはちょっと本当に単純な質問なんですけれども、なぜ1社しかなかったんかなと。これちょっと理事者の考え方というのは、どうであるか。この不景気にやっぱりどう考えても、3社や4社はあってもいいもんかなと。今、説明の中でだんだん入札業者の緩和ということで募集をしたけれども、最終的には1社しかなかったと。単純な疑問があるわけなんですけれども、理事者側としたら、担当部署でも結構ですけども、なぜかということをちょっと、そちら側の立場から教えてほしいんですけども。

川西委員長 室長、どうぞ。

芳野新炉建設準備室長 芳野でございます。まず、入札いたしまして、経営審査点が1,000点というところで、20社の対象がございました。その中で、技術的にストーカ炉でできる会社の数、また、できたとしても50トン炉という、私どもの規模のところで、大手プラントメーカーさんは大体100トン炉以上の炉しか扱わないという大手のメーカー。また、小さいメーカーでしたら、5トン、10トン、離島とか山間クラスの業者さん。特に、50トン炉という炉の業者さんが数社しかおられなかったという状況の中で、先ほども部長が申しましたように、聞き取りをいたしたんですけれども、20社の中の数社が一応対象になる会社があることはあるんですけざも、その対象の会社でも現在、炉の方の事業に携わっておるので、奈良の葛城市さんまで若干、技術者の手が届かないというような回答もいただきました。一応、今、提案いただいている1社の会社が3回とも応募はしてくれたんですけれども、そういう事情がございました。

川西委員長 下村委員。

下村委員 50トン炉ということで、業者にすれば中途半端というか、大きくもない、小さくもないということが原因で、最終的には1社しかなかったということなんですけども、市民の方はこまで興味があるかどうか知りませんけども、なぜや、なぜやというようなことも、今後出てくる可能性もありますので、そこらはやっぱり僕もちょっと何でやろなとは思うてたんですけども。

そういう事情もあってということも明確に出していただいて、これは金額のことなんですけども、1社ということになると、例えば普通、入札をしますと、競争入札やから、例えば50億円の設計価格ということであれば、競争入札で40億円になるというのが、これは普通の競争入札ですけれども、1社であると競争しないでここに決まってしまったということなんですけれども、そこらの兼ね合いはどうなんでしょうね。ちょっと教えてもらえますか。

川西委員長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 今、下村委員ご指摘の件でございます。10月15日の協議会でも、いろんな意見をちょうだいいたしたわけでございます。その中で、本来、総合評価の一般競争入札でありましたら、公募いたしまして、1社の場合でも入札は可能なわけになっております。ただ、今回、予定価格なり、最低制限価格を提示いたしての入札募集を行っております。そうなりますと、1社ということがわかりますと、高どまりの入札がされるという懸念も、10月15日の協議会でもご指摘をいただいております。

ただ、決まってはおりませんけども、そうなることによりまして1社との随意契約という ことになりますので、極力低い価格での入札をしていただけたらと。当然、金額を示すわけ にはいきませんので、そういうことになろうかと思います。

再度、申し上げます。1社でも入札は可能であったわけですけども、うちの仕様書の関係につきましては、1社の場合については中止するということで、3回入札をやらせていただきまして、3回とも中止をいたしたわけでございます。そして、協議会の中で、今後4回目、5回目をやりましても、諸般のいろんな聞き取りの中で、参加は難しいということの中で、

この3回とも入札に応募されました川崎技研に一応、技術提案をいただいて、内部的に慎重な協議も行い、また、上級庁である県の方とも協議を行った上で、これが葛城市のこれからのクリーンセンターに適しているということになれば、今後また委員会等を開いていただきまして、随意契約に向けてのご相談を申し上げたいと思っております。

以上です。

川西委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 先ほど説明いただいたんですけれども、この規模等について県の方は同規模程度かどうのこうのということで、相当それにこだわっているみたいやけれども、もちろんごみの減量化を今後とも進めていかないかんというのは時代の流れでございますので、それはそうなんですけれども、県の方も當麻クリーンセンターだけをとらえて、この話をされたんでは、これは旧新庄町の炉そのものも解体してなくなっていっているわけですから、規模そのものはやっぱりそれらを踏まえた、そして機能的に支障のない大きさを確保するようなことを県の当局も認識してもらわんと、今の當麻のクリーンセンターは當麻町の時代の大きさを想定してやっているわけですから、そこらはちょっとどういう交渉をされているのかわかりませんが、そこらのことは県の方は承知をして、その話をしているのかどうか、お答えいただきたいのが1点。

それと、先ほど何か一般質問なのか、代表質問なのか、県会の何か民主党の先生方が心配してはんのかどうか知りませんけれども、今、この計画はもっといろんな早い時期にいろいろと計画していた中で、ご心配をしていただけるんであれば、一度でも葛城市の方に事情を聞きにお見えになったのか。それによって、県会議員の中でそういうふうな、まさに今、計画を進めていかんなん中で、そのことによって葛城市のこの計画が県の方が躊躇して遅れるとか、ちょっと許可を躊躇しているとか、そういうふうなことはないんでしょうね。もし、あるんやったら、質問した先生方、きちっと来て、葛城市の事情も聞いて質問なりせんと。ちょっと何を心配してはんのか、僕は素直に受け取られへんから。そこらどういうふうに思うてはんのか。予想としては、県の方はどういうふうに対応すんのか。そこらちょっと答えてください。

川西委員長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 まず、1点目でございます。規模、ごみの減量化等についても当然進めていくわけでございますが、今、西川委員ご指摘のように、葛城市の新クリーンセンターにつきましては、當麻クリーンセンターを取り壊しまして、合併の新市建設事業にのっとりまして、新庄クリーンセンター等を一本化する事業でございます。その中で、先ほど知事答弁の説明もいたしたわけでございますが、この建替えについては既存の建築物の規模を超えないものということがまず1点。これで、当然、新しいクリーンセンターは建たないわけでございます。その中で、もう一方、機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものであるということでございます。私どもにつきましては、県の担当部局と新庄クリーンセ

ンター、當麻クリーンセンターを1つにして、今後クリーンセンターを建設していく上で、 やむを得ず必要最小限ということで、ただいま協議を行っておるわけでございます。

ただ、自然公園法の中で、既存建築物の幾らまで、1.5倍とか2倍とかいう要件は載っておりませんので、その中については奈良県と協議をして、幾らまで認めていただけるかということになるわけでございます。担当といたしましても、当然、25トン炉を2基新設いたし、リサイクルセンター等も併設いたしますので、その規模については当然、今回、皆様方にお示しいたしました面積につきましては、旧當麻クリーンセンターを1といたしますと、この計画につきましては、1.78倍になっておるわけでございます。これが、本日お示しさせていただいた計画でございます。この中で、県の方とまず12月17日の第1回目から協議を行いまして、葛城市の希望どおりに計画を認めていただくよう協議をしてまいりたいと思っております。なお、多少その協議によりまして、規模的な、面積的には下がる場合もあると、今のところは思われますということでございます。

川西委員長 副市長。

杉岡副市長 県議会の方につきましても、2回ほど県の中でも議論されております。当初、自然公園法のことに関しましても、我々、大字當麻の方が適切な候補地であるという結論を得るために、この廃対課と、それから自然公園課の中で協議された中では、この本来の但し書きを準用していけるだろうという回答を得て、當麻の方に入らせていただいた経緯がございます。しかしながら、地元で反対運動が起こり、また県の方でこういうことで取り上げられておりますので、県といたしましては、いささか慎重な状況になってきております。しかしながら、法律としましては但し書きの中に何倍が適当だという数字の部分がないわけでして、できるだけコンパクトにお互いに協調した中で、折り合いを見つけてゴーサインを出そうということでございます。

今現在、もともと新庄の方では40トン、當麻の方では18トン、58トン炉をもう既に50トンでうちは収縮をしております。それと、もともとコンサルも、今現在、手がけておりますのが、先ほど生野部長が申し上げましたように1.78の規模の部分でございます。しかし、それを新たに県との調整をするに当たりましては、やはりそれぞれのメーカーを決めまして、そこから新たな提案をやらせていただく段階に入ってこようかなと思います。例えば、今ここにございます管理棟が別棟に建っております。それを、例えば搬入ピットの2階の方に集約してしまうとか、また、この新しい施設でございますので、どうしても見学スペースも広く取っております。その辺を詰めて、よりコンパクトにできるという、我々の自然を介すという工夫、その辺も県に訴えて調整を取らなければならないということになりますと、やはりもう一度、皆さん方にも芳野室長が示しました部分を一度、業者の方を呼びまして、説明を聞いていただく機会を取らせていただきたいなと、このように思いますし、また、値段の交渉につきましても、前回の委員会の中でもご指摘いただいております。また、きょうも下村委員がおっしゃっておりますように、我々が示しております最低制限価格、それに近づける、またはそれにというふうなことも努力を重ねて、一歩、前へ進ませていただきたい、このよ

うに今現在、思っておるところでございます。県のそれぞれの主張されている部分につきましては、どこにあるかというのはやはり自然環境に影響を及ぼさない、自然景観を害さないという、それが多分1点だろうと思いますので、その趣旨にのっとって、我々も努力できるものは努力をしていく。しかし、西川委員に心配いただいておりますように、両町の新しい葛城市が処理できない能力の建築はあり得ない。やはり、前を向いてこれは進ませていただくし、知事もその意向だというふうに聞いておりますので、我々はできるだけの努力はさせていただきたい、このように考えております。

川西委員長 答弁漏れがあります。代表質問をした県の議員さんは、来られたんですか。代表質問された県の議員さんはここに。

副市長。

杉岡副市長 私の方では、何らお見えになったということは聞いておりません。

川西委員長 西川委員。

西川委員 ほぼ答えてはいただいたんですけれども、言いたいのは要は、本来は當麻町と新庄町で 処理していたその施設そのものが、いわば1つの処理能力です。そやから、それが1つの規 模。そやけれども、技術もいろいろ日進月歩やから、そんなに大きなものが要らんということやから、それはそれで要らんもんはせんでええわけやけれども、ただ第一はやっぱり機能を、そんな見学のところがどうとか、管理棟がどうとか、そんなんはまあまあ機能にあまり影響ないから。そやけど、機能の部分はやっぱりあんまり押されんようにしてもらわんと、環境は大事やけど、役にちょっともうというようなところは、ちょっとやっぱり主張してもらわないかんというふうには思います。

それと、県議会の先生方は来てはらへんみたいやけど、どういう意味で質問しはったんか 知りませんけども、自然公園法等々というのは初めからわかっとる話やから、それが今、何 であの時期に唐突に出てくんのかが、よう僕は理解できませんので、今後どういう動きをさ れるのかによって、委員長、副委員長、いろいろとこの施設そのものは初めから迷惑施設、 そんな歓迎される施設ではないというのはわかりながら、いろいろ皆がご苦労してやってき たわけから、そこらのいろんなことを踏まえてご指導なり、質問なりしていただかんと、そ れによって県の担当課が萎縮するような話であれば、はっきりとうちらはその先生方が来え へんのやったら、県へ議会として行くなり、どういう意図で言うてるのか。そういうふうな ことまで行かないかんので、今後どこまでとらえて、何を言わんとしてはんのかということ をちゃんと明確につかんでもらわんと。そのことだけはきっちりと申し込んでおきますので、 別に心配して自然公園法はこうこうですよ、今、質問されていることがわかりましたと言う ていただけるんであれば、それでええですけれども、どういう意図かちょっと、今初めて聞 いてようわからんかったからね。何で、そんなことぐらいわかったるはずやのに、何で今さ ら自然公園法のこれで、ここやったらあかんの違うかとか、ここはあかんの違うかとか、何 で今ごろ出てきたのか、ようちょっと理解できんなんでお尋ねさせていただきました。今後 は、ちょっとよかれと思うて言うてもうてると思いますので、葛城市がせないかん説明はち

ゃんとしておいていただきたい。このように思います。

川西委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

春木副委員長。

春木副委員長 確認をしておく必要があるということで、あえてお尋ねをするんですけども、規模というのが、よく敷地面積も規模ですし、建物も規模と。今回、知事のご答弁にもありますように、問題になるところは建物規模ということですね。ここはやっぱり重要なところなので、はっきりとしていただきたい。やっぱり、敷地ということになりますと、かなりもう事前に許可を得て、開発許可を取るときにしていただいておりますので、そこらのところはやっぱりそこの規模も小さくせなあかんということになると、さまざまな自然景観を保存していくためにも、やっぱり差し障りが起こってくるということがありますので、その点は一つご確認を再度お願いしたいということ。

それと、もう1点、17日に県とお会いいただくということで、これは現在、私たちにお示しをいただいている技術提案を、まだ本申請ではないですけども、事前の申請ということで、これを使ってご協議いただくということでしょうか。この2点の確認を。

川西委員長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 ただいまの春木副委員長のご質問でございます。議論になっております規模についてでございます。規模につきましては、皆様方ご承知のように、都市計画審議会を経まして、0.9~クタールから2.2~クタールに拡大をいたしておるわけでございます。ただ、今回、皆様方にお示しいたしました用地面積につきましては、芳野室長も説明いたしましたように、約1.5~クタールということでございます。面積につきましては、都計審等も経て、都市計画決定も終わっておりますので、県の方のご指摘は土地に関してはございません。ただ、建築規模に関しましては、自然公園法にのっとり、機能を維持するためのやむを得ず必要最小限ということですので、先ほども副市長が申しましたように、1.5倍とか2倍とかいう提示がないわけでございます。

それに基づきまして、2点目のご質問でございます。12月17日に県の担当部課長と、本日、皆様方に見ていただいておりますこの資料を持って、第1回目の協議を行う予定をいたしております。今後、これで認めてもらえれば、これで終わりなわけでございますけども、一応その中で協議を行いまして、今後さらなる協議を進めていくと、それにつきましても、先ほど知事答弁のように、本申請までに十分な事前協議を行っていくということですので、本申請をするまでに、十分、県と協議を重ねまして、本申請を出すとスムーズに許可をいただけるようにという思いの中で、今後、先ほど申しました影山部長を始め、県の7人の担当の方々と私どもが幾度となく協議を重ねて、本申請に持っていきたいというように思っております。

以上でございます。

川西委員長 ほかにございませんか。

春木副委員長。

春木副委員長 ちょっと技術的なことで教えてほしいということで、質問をさせていただきます。

こちらの図の施設全体計画ということで、1ページ目、周辺生態系を維持する植栽計画ということで、植樹のところに入れていただいているんですけども、かなりアセスメントでも、今回の場合は生態系のアセスメントをしていただいています。こういうのはやっぱり自然公園の中ということを意識してアセスメントも行われていてと、そこそこの具体的に生きている魚であったり、あるいはトンボ類であったり、そういったことにもふれて、植物もそうですけど書かれております。これは結構難しい話なので、今どうのということではないんですけど、こういう提案をいただいている以上、その辺を踏まえて一体どういう計画なのかというのは突っ込んで技術提案をぜひ受けといてほしい。これは、自然公園の中でつくるという意味では、かなり大きな意味合いを持ってくるところだろうと、私自身は思います。

もう一つ、これは私がほんとうにわからないんですが、RDFの炭化物、ページ数で言いますと、同じ資料の4ページ目です。こういう形が、これは助燃剤としての役割を果たすための燃焼装置になっているのかどうかというところがちょっとぴんと来ないもんですから、イメージとしては、燃えているところに一緒に燃やしていくような、そういうイメージを持つもんですから、素人的なイメージでは、ずっと連続運転しているわけじゃなくて、一旦火を落としますよね。まったく落ちないわけですけども、最初に燃やすときに少し助燃剤として入れるもんだというイメージを持っておりましたから、ちょっと違うので、またこれももちろん後で結構なんですけども、後々もう少し詳しくそのあたりのご説明をお願いしたい、これはお願いということで。

川西委員長 じゃ、次のときでいいですか。

春木副委員長 はい。

川西委員長 じゃ、次回のときによろしくお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川西委員長 ないようでしたら、次に移りたいと思います。2番目のその他についてお伺いしたい と思います。何か質問ございませんでしょうか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

川西委員長 じゃ、ないようですので、これで本日の案件は全て終了いたしました。

本日の委員会は、これまでといたしたいと思います。ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。委員外議員の方、いかがですか。

(「なし」の声あり)

川西委員長 ないようでしたら、これで閉会させていただきたいと思います。長時間にわたりましていろいろとご審議をいただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

閉 会 午後3時05分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

新クリーンセンター建設事業特別委員会委員長 川 西 茂 一